【沖縄セルラー電話株式会社】

UQ mobile通信サービス契約約款

【現行】

第１章
第１条～第２条（略）

（用語の定義）
第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
（略）	（略）
ＬＴＥ約款	当社又は特定事業者のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款
ＷＩＮ約款	当社又は特定事業者のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款
５Ｇ約款	当社又は特定事業者のａｕ（５Ｇ）通信サービス契約約款
ａｕ約款	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款又は５Ｇ約款
ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス	ＬＴＥ約款に定めるａｕ（ＬＴＥ）通信サービス
ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス	ＷＩＮ約款に定めるａｕ（ＷＩＮ）通信サービス
ａｕ（５Ｇ）通信サービス	５Ｇ約款に定めるａｕ（５Ｇ）通信サービス
ａｕ通信サービス	ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス、ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス又はａｕ（５Ｇ）通信サービス
（略）	（略）
番号移行	当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、当社のａｕ通信サービスに係る契約を解除すると同時に新たにＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約を締結すること又はＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約を解除すると同時に新たに当社のａｕ通信サービスに係る契約を締結すること
（略）	（略）

第２章～第12章（略）

【改定】

第１章
第１条～第２条（略）

（用語の定義）
第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
（略）	（略）
ＬＴＥ約款	当社又は特定事業者のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款
ＷＩＮ約款	当社又は特定事業者のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款
５Ｇ約款	当社又は特定事業者のａｕ（５Ｇ）通信サービス契約約款
ａｕ約款	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款又は５Ｇ約款
ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス	ＬＴＥ約款に定めるａｕ（ＬＴＥ）通信サービス
ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス	ＷＩＮ約款に定めるａｕ（ＷＩＮ）通信サービス
ａｕ（５Ｇ）通信サービス	５Ｇ約款に定めるａｕ（５Ｇ）通信サービス
ａｕ通信サービス	ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス、ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス又はａｕ（５Ｇ）通信サービス
（略）	（略）
番号移行	当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、ａｕ契約（当社のａｕ約款に定める５Ｇ契約、ＬＴＥ契約又はａｕ契約をいいます。以下同じとします。）を解除すると同時に新たにＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約を締結すること又はＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約を解除すると同時に新たにａｕ契約を締結すること
（略）	（略）

第２章～第12章（略）

料金表 通則 （料金の計算方法など） １　当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。 （表略） ２　当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、付加機能利用料、通話料及びユニバーサルサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。 ３　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。 ４　当社は、通話料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。	料金表 通則 （料金の計算方法など） １　当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。 （表略） ２　当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、付加機能利用料、通話料及びユニバーサルサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。 ３　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。 ４　当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。 ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りでありません。 ５　当社は、通話料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

（基本使用料の料金種別の取扱い）

６　次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表の右欄に定める基本使用料の料金種別の総称をいいます。

用語	基本使用料の料金種別
くりこしプラン	くりこしプランＳ、くりこしプランＭ、くりこしプランＬ、くりこしプランＳ（Ｖ）、くりこしプランＭ（Ｖ）、くりこしプランＬ（Ｖ）
スマホプラン	スマホプランＳ、スマホプランＳ（Ｖ）、スマホプランＭ、スマホプランＭ（Ｖ）、スマホプランＬ、スマホプランＬ（Ｖ）、スマホプランＲ、スマホプランＲ（Ｖ）
ぴったりプラン	ぴったりプランＳ、ぴったりプランＳ（Ｖ）、ぴったりプランＭ、ぴったりプランＭ（Ｖ）、ぴったりプランＬ、ぴったりプランＬ（Ｖ）
おしゃべりプラン	おしゃべりプランＳ、おしゃべりプランＳ（Ｖ）、おしゃべりプランＭ、おしゃべりプランＭ（Ｖ）、おしゃべりプランＬ、おしゃべりプランＬ（Ｖ）
ＵＱおはなしプラン	ＵＱおはなしプランＳ、ＵＱおはなしプランＳ（Ｖ）、ＵＱおはなしプランＭ、ＵＱおはなしプランＭ（Ｖ）、ＵＱおはなしプランＬ、ＵＱおはなしプランＬ（Ｖ）
データ高速プラン等	くりこしプラン、スマホプラン、ぴったりプラン、おしゃべりプラン、ＵＱおはなしプラン、データ高速プラン、データ高速プラン（Ｖ）、データ高速＋音声通話プラン、データ高速＋音声通話プラン（Ｖ）
データ無制限プラン等	データ無制限プラン、データ無制限プラン（Ｖ）、データ無制限＋音声通話プラン、データ無制限＋音声通話プラン（Ｖ）

（基本使用料の日割り） ５　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料及び付加機能利用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。 （１）～（６）　（略） ６　（略） ７　第５項第６号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。 ８　第 55 条（責任の制限）第２項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、第４項及び第５項の規定に準じて取り扱います。 ９～22　（略）	（基本使用料の日割り） ７　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料及び付加機能利用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。 （１）～（６）　（略） ８　（略） ９　第７項第６号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。 10　第 55 条（責任の制限）第２項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、第５項及び第７項の規定に準じて取り扱います。 11～24　（略）

第１表　料金

第１　基本使用料

１　適用

基本使用料の適用については、第 38 条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
（略）	（略）
（２）　基本使用料の料金種別の選択	ア　基本使用料には、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの種類及び使用しているＳＩＭカード種別に応じて、次の料金種別があります。 （ア）デュアルサービスに係るもの 区分：第１種ＳＩＭカードに係るもの／第２種ＳＩＭカードに係るもの 基本使用料の料金種別：スマホプランＳ／（略）／スマホプランＲ／（略）／スマホプランＳ（Ｖ）／（略）／スマホプランＲ（Ｖ）／（略） イ　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、スマホプランＳ（Ｖ）、スマホプランＲ（Ｖ）、データ高速プラン（Ｖ）及びデータ無制限プラン（Ｖ）以外の料金種別を選択することはできません。

第１表　料金

第１　基本使用料

１　適用

基本使用料の適用については、第 38 条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
（略）	（略）
（２）　基本使用料の料金種別の選択	ア　基本使用料には、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの種類及び使用しているＳＩＭカード種別に応じて、次の料金種別があります。 （ア）デュアルサービスに係るもの 区分：第１種ＳＩＭカードに係るもの／第２種ＳＩＭカードに係るもの 基本使用料の料金種別：くりこしプランＳ／くりこしプランＭ／くりこしプランＬ／スマホプランＳ／（略）／スマホプランＲ／（略）／くりこしプランＳ（Ｖ）／くりこしプランＭ（Ｖ）／くりこしプランＬ（Ｖ）／スマホプランＳ（Ｖ）／（略）／スマホプランＲ（Ｖ）／（略） イ　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次表に定めるもの以外の料金種別を選択することはできません。 くりこしプランＳ（Ｖ）、くりこしプランＭ（Ｖ）、くりこしプランＬ（Ｖ）、データ高速プラン（Ｖ）、データ無制限プラン（Ｖ）

<table>
<tr>
<td></td>
<td>ウ　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことをサービス取扱所に申し込んでいただきます。ただし、 デュアルサービスにおける料金種別の変更の可否については、別記 32 に定めるところによります。
エ　（略）
オ　ぴったりプラン（ぴったりプランＳ、ぴったりプランＳ（Ｖ）、ぴったりプランＭ、ぴったりプランＭ（Ｖ）、ぴったりプランＬ及びぴったりプランＬ（Ｖ）の総称をいいます。以下同じとします。）、おしゃべりプラン（おしゃべりプランＳ、おしゃべりプランＳ（Ｖ）、おしゃべりプランＭ、おしゃべりプランＭ（Ｖ）、おしゃべりプランＬ及びおしゃべりプランＬ（Ｖ）の総称をいいます。以下同じとします。）、ＵＱおはなしプラン（ＵＱおはなしプランＳ、ＵＱおはなしプランＳ（Ｖ）、ＵＱおはなしプランＭ、ＵＱおはなしプランＭ（Ｖ）、ＵＱおはなしプランＬ及びＵＱおはなしプランＬ（Ｖ）の総称をいいます。以下同じとします。）、データ高速＋音声通話プラン、データ高速＋音声通話プラン（Ｖ）、データ無制限＋音声通話プラン又はデータ無制限＋音声通話プラン（Ｖ）からスマホプランＳ、スマホプランＳ（Ｖ）、スマホプランＲ又はスマホプランＲ（Ｖ）への料金種別の変更については、ウの規定にかかわらず、下表に定める条件を満たしている場合に限りその申込みを行うことができるものとします。
<table>
<tr><th>現に選択されている料金種別</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプラン</td><td>(11)で定義される最初の満了月が到来していること。</td></tr>
<tr><td>データ高速＋音声通話プラン、データ高速＋音声通話プラン（Ｖ）、データ無制限＋音声通話プラン又はデータ無制限＋音声通話プラン（Ｖ）</td><td>(10)で定義される最低利用期間が満了する日を含む料金月が到来していること。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>ウ　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことをサービス取扱所に申し込んでいただきます。ただし、 デュアルサービスにおける料金種別の変更の可否については、別記 32 に定めるところによります。
エ　（略）
オ　削除</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
カ～キ　（略）
ク　当社は、ＳＩＭカード変更の申込みを承諾したときは、アの規定にかかわらず、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者が変更後のＳＩＭカードの利用に必要な登録を行った日を含む料金月（以下「ＳＩＭカード変更月」といいます。）の末日までの間、現に選択されている料金種別を継続して適用するものとし、その翌料金月の到来をもってそれぞれ下表の右欄の料金種別へ変更するものとします。ただし、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者からウの申込みがあった場合は、カに定めるところによります。
<table>
<tr><th>現に選択されている料金種別</th><th>変更後の料金種別</th></tr>
<tr><td>スマホプランＳ</td><td>スマホプランＳ（Ｖ）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
カ～キ　（略）
ク　当社は、ＳＩＭカード変更の申込みを承諾したときは、アの規定にかかわらず、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者が変更後のＳＩＭカードの利用に必要な登録を行った日を含む料金月（以下「ＳＩＭカード変更月」といいます。）の末日までの間、現に選択されている料金種別を継続して適用するものとし、その翌料金月の到来をもってそれぞれ下表の右欄の料金種別へ変更するものとします。ただし、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者からウの申込みがあった場合は、カに定めるところによります。
<table>
<tr><th>現に選択されている料金種別</th><th>変更後の料金種別</th></tr>
<tr><td>くりこしプランＳ</td><td>くりこしプランＳ（Ｖ）</td></tr>
<tr><td>くりこしプランＭ</td><td>くりこしプランＭ（Ｖ）</td></tr>
<tr><td>くりこしプランＬ</td><td>くりこしプランＬ（Ｖ）</td></tr>
<tr><td>スマホプランＳ</td><td>スマホプランＳ（Ｖ）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（３）　総量速度規制及び基本速度規制の適用</td>
<td>ア　当社は、データ高速プラン等（データ高速プラン、データ高速プラン（Ｖ）、データ高速＋音声通話プラン、データ高速＋音声通話プラン（Ｖ）、ぴったりプラン、おしゃべりプラン、ＵＱおはなしプラン及びスマホプラン（スマホプランＳ、スマホプランＳ（Ｖ）、スマホプランＭ、スマホプランＭ（Ｖ）、スマホプランＬ、スマホプランＬ（Ｖ）、スマホプランＲ及びスマホプランＲ（Ｖ）の総称をいいます。以下同じとします。）の総称をいいます。以下同じとします。）の適用を受けているＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線について、その料金月に行った通信に係るデータ量（当社の機器により測定したデータ量（特定事業者が提供するローミングに係るもの及び通信の相手方に到達しなかったものを含みます。）であって、別記 28 に定めるターボＯＦＦ設定により行われた通信に係るものを除きます。以下「月間データ通信量」といいます。）が、（ア）に定める基本データ容量と（イ）に定める前料金月の繰越データ容量の合算量を超えたことを当社が確認した場合は、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その通信の伝送速度を（ウ）に定める規制速度に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。
（ア）基本データ容量
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>基本データ容量</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>２ＧＢ</td></tr>
<tr><td>スマホプランＳ、スマホプランＳ（Ｖ）、データ高速プラン、データ高速プラン（Ｖ）、データ高速＋音声通話プラン又はデータ高速＋音声通話プラン（Ｖ）</td><td>３ＧＢ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>６ＧＢ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>９ＧＢ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>１０ＧＢ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>１４ＧＢ</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（３）　総量速度規制及び基本速度規制の適用</td>
<td>ア　当社は、データ高速プラン等の適用を受けているＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線について、その料金月に行った通信に係るデータ量（当社の機器により測定したデータ量（特定事業者が提供するローミングに係るもの及び通信の相手方に到達しなかったものを含みます。）であって、別記 28 に定めるターボＯＦＦ設定により行われた通信に係るものを除きます。以下「月間データ通信量」といいます。）が、（ア）に定める基本データ容量と（イ）に定める前料金月の繰越データ容量の合算量を超えたことを当社が確認した場合は、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その通信の伝送速度を（ウ）に定める規制速度に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。
（ア）基本データ容量
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>基本データ容量</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>２ＧＢ</td></tr>
<tr><td>くりこしプランＳ、くりこしプランＳ（Ｖ）、スマホプランＳ、スマホプランＳ（Ｖ）、データ高速プラン、データ高速プラン（Ｖ）、データ高速＋音声通話プラン又はデータ高速＋音声通話プラン（Ｖ）</td><td>３ＧＢ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>６ＧＢ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>９ＧＢ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>10ＧＢ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>14ＧＢ</td></tr>
<tr><td>くりこしプランＭ、くりこしプランＭ</td><td>15ＧＢ</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>（イ）（略）
（ウ）規制速度
<table><tr><th>区分</th><th>規制速度</th></tr><tr><td>① ②及び③以外のもの</td><td>最高 200kbit/s</td></tr><tr><td>②スマホプラン（スマホプランＲ及びスマホプランＲ（Ｖ）を除きます。）、ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプランに係るもの</td><td>最高 300kbit/s</td></tr><tr><td>③スマホプランＲ又はスマホプランＲ（Ｖ）に係るもの</td><td>最高１Mbit/s</td></tr></table>イ　当社は、データ無制限プラン、データ無制限プラン（Ｖ）、データ無制限＋音声通話プラン又はデータ無制限＋音声通話プラン（Ｖ）（以下、これらを総称して「データ無制限プラン等」といいます。）の適用を受けている契約者回線について、その通信の伝送速度を最高500kbit/s に制限する取扱い（以下「基本速度規制」といいます。）を行います。
ウ　（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td><table><tr><td>（Ｖ）</td><td></td></tr><tr><td>くりこしプランＬ、くりこしプランＬ（Ｖ）</td><td>25ＧＢ</td></tr></table>（イ）（略）
（ウ）規制速度
<table><tr><th>区分</th><th>規制速度</th></tr><tr><td>①②及び③以外のもの</td><td>最高 200kbit/s</td></tr><tr><td>②くりこしプランＳ、くりこしプランＳ（Ｖ）、スマホプラン（スマホプランＲ及びスマホプランＲ（Ｖ）を除きます。）、ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプランに係るもの</td><td>最高 300kbit/s</td></tr><tr><td>③くりこしプラン（くりこしプランＳ、くりこしプランＳ（Ｖ）を除きます。）、スマホプランＲ又はスマホプランＲ（Ｖ）に係るもの</td><td>最高１Mbit/s</td></tr></table>イ　当社は、データ無制限プラン等の適用を受けている契約者回線について、その通信の伝送速度を最高500kbit/s に制限する取扱い（以下「基本速度規制」といいます。）を行います。
ウ　（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>（５）　イチキュッパ割の適用</td><td>ア～ウ　（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（８）　ＵＱ家族割の適用</td><td>ア　ＵＱ家族割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ＵＱ家族割グループ（本割引を選択する契約者回線及びＵＱｍ約款に定めるＵＱ家族割を選択する回線（以下この欄においてこれらを併せて「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（ウの規定により親回線に指定されたものを除きます。以下この欄において「子回線」といいます。）について、下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。
１子回線ごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額（税抜額）</th></tr><tr><td>割引額</td><td>500 円</td></tr></table>イ　本割引は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線であって、スマホプラン、ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプラン（以下この欄において「対象プラン」と総称します。）の適用を受けているものに限り選択することができます。
ウ～キ　（略）
ク　当社は、親回線がＵＱ家族割グループ（ＵＱｍ約款に規定するＵＱ家族割グループを含みます。）に属さなくなった場合であって、その親回線に係るＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の締結先である当社又は特定事業者が指定する期日までに、その代表契約者から当該ＵＱ家族割グループに係る親回線の変更の申出がなかったときは、そのＵＱ家族割グループを構成する全ての契約者回線について本割引の適用を廃止します。
ケ～コ　（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>（５）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（８）　ＵＱ家族割の適用</td><td>ア　ＵＱ家族割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ＵＱ家族割グループ（本割引を選択する契約者回線及びＵＱｍ約款に定めるＵＱ家族割を選択する回線（以下この欄においてこれらを併せて「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（くりこしプランの適用を受けているもの及びウの規定により親回線に指定されたものを除きます。）について、下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。
１契約者回線ごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額（税抜額）</th></tr><tr><td>割引額</td><td>500 円</td></tr></table>イ　本割引は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線であって、くりこしプラン、スマホプラン、ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプラン（以下この欄において「対象プラン」と総称します。）の適用を受けているものに限り選択することができます。
ウ～キ　（略）
ク　当社は、親回線がＵＱ家族割グループに属さなくなった場合であって、その親回線に係るＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の締結先である当社又は特定事業者が指定する期日までに、その代表契約者から当該ＵＱ家族割グループに係る親回線の変更の申出がなかったときは、そのＵＱ家族割グループを構成する全ての子回線（ＵＱ家族割グループを構成する契約者回線であって、親回線に指定されたもの以外をいいます。以下この欄において同じとします。）について本割引の適用を廃止します。
ケ～コ　（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（９）　ギガＭＡＸ月割の適用</td>
<td>ア　ギガＭＡＸ月割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者が特定電気通信サービス（提携事業者（当社が別に定める電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）が提供する電気通信サービスのうち当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている場合に、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約及び指定回線契約（提携事業者から特定電気通信サービスの提供を受けるための契約をいい、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者が現に提携事業者との間で締結しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）が（ア）に定める割引要件のいずれも満たしている料金月において、（イ）に定める割引額を上限として、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約に係る基本使用料の割引を行うことをいいます。
（ア）割引要件
<table>
<tr><th>指定回線契約の種別</th><th>割引要件</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>①ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約において、スマホプラン、ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプランの適用を受けていること。
②特定ＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る指定回線契約において、当社が別に定める料金種別の適用を受けていること。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>①ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約において、スマホプランの適用を受けていること。
②特定固定通信サービスに係る指定回線契約において、当社が別に定める料金種別の適用を受けていること。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>（９）　ギガＭＡＸ月割の適用</td>
<td>ア　ギガＭＡＸ月割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者が特定電気通信サービス（提携事業者（当社が別に定める電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）が提供する電気通信サービスのうち当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている場合に、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約及び指定回線契約（提携事業者から特定電気通信サービスの提供を受けるための契約をいい、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者が現に提携事業者との間で締結しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）が（ア）に定める割引要件のいずれも満たしている料金月において、（イ）に定める割引額を上限として、そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約に係る基本使用料の割引を行うことをいいます。
（ア）割引要件
<table>
<tr><th>指定回線契約の種別</th><th>割引要件</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>①ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約において、スマホプラン、ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプランの適用を受けていること。
②特定ＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る指定回線契約において、当社が別に定める料金種別の適用を受けていること。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>①ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約において、スマホプランの適用を受けていること。
②特定固定通信サービスに係る指定回線契約において、当社が別に定める料金種別の適用を受けていること。</td></tr>
</table>
<u>イ　本割引は、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線であって、くりこしプラン、スマホプラン、ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプラン（以下この欄において「対象プラン」と総称します。）の適用を受けているものに限り選択することができます。</u>
</td>
</tr>
</table>

	イ　本割引を選択するＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、当社が別に定めるところにより１の指定電話番号（指定回線契約ごとに提携事業者が割り当てた電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して当社に申し出ていただきます。 ウ　当社は、イの規定により本割引の適用の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）～（キ）（略） エ　当社は、ウの承諾をした日を含む料金月（その料金月に特定電気通信サービスの提供を開始していなかった場合は、その提供が開始された料金月とします。）の翌料金月以降、その初日にアの（ア）に定める割引要件を満たしている料金月の基本使用料を割り引きます。 オ　本割引の適用の申出を行った契約者回線が（８）に定めるＵＱ家族割グループに所属する子回線の場合は、その契約者回線に対するアの割引は行いません。この場合、当社は、そのＵＱ家族割グループの親回線がアの（ア）に定める割引要件を満たしているときに限り、その親回線の基本使用料から、その料金種別に応じてアの（イ）に定める割引額を割り引きます。 カ～キ　（略） ク　キの規定により本割引の適用を廃止する場合は、エの規定にかかわらず、その事由が発生した日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料を本割引の対象とします。 ケ～コ　（略）		ウ　本割引を選択するＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、当社が別に定めるところにより１の指定電話番号（指定回線契約ごとに提携事業者が割り当てた電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して当社に申し出ていただきます。 エ　当社は、ウの規定により本割引の適用の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）～（キ）（略） オ　当社は、エの承諾をした日を含む料金月（その料金月に特定電気通信サービスの提供を開始していなかった場合は、その提供が開始された料金月とします。）の翌料金月以降、その初日にアの（ア）に定める割引要件を満たしている料金月の基本使用料を割り引きます。 カ　本割引の適用の申出を行った契約者回線が（８）に定めるＵＱ家族割グループに所属する子回線の場合は、その契約者回線に対するアの割引は行いません。この場合、当社は、そのＵＱ家族割グループの親回線がアの（ア）に定める割引要件を満たしているときに限り、その親回線の基本使用料から、その料金種別に応じてアの（イ）に定める割引額を割り引きます。 キ～ク　（略） ケ　クの規定により本割引の適用を廃止する場合は、オの規定にかかわらず、その事由が発生した日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料を本割引の対象とします。 コ～サ　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
(12)　端末購入アシストの適用	ア～ク　（略）	(12)　削除	削除
（略）	（略）	（略）	（略）

２　料金額

（１）デュアルサービスに係るもの

１契約者回線ごとに月額

区分		料金額（税抜額）
第１種ＳＩＭカードに係るもの	スマホプランＳ	（略）
	（略）	（略）
第２種ＳＩＭカードに係るもの	スマホプランＳ（Ｖ）	（略）
	（略）	（略）

２　料金額

（１）デュアルサービスに係るもの

１契約者回線ごとに月額

区分		料金額（税抜額）
第１種ＳＩＭカードに係るもの	くりこしプランＳ	1,480円
	くりこしプランＭ	2,480円
	くりこしプランＬ	3,480円
	スマホプランＳ	（略）
	（略）	（略）
第２種ＳＩＭカードに係るもの	くりこしプランＳ（Ｖ）	1,480円
	くりこしプランＭ（Ｖ）	2,480円
	くりこしプランＬ（Ｖ）	3,480円
	スマホプランＳ（Ｖ）	（略）
	（略）	（略）

第２　付加機能利用料

１　適用

（略）

２　料金額

（１）（２）以外のもの

（表略）

（２）海外ローミング機能に係るもの

ア　イ以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る１の利用につき利用時間１分までごとに

海外利用地域	区分及び料金額			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
航空機内	650円	650円	650円	800円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

イ　（略）

第２　付加機能利用料

１　適用

（略）

２　料金額

（１）（２）以外のもの

（表略）

（２）海外ローミング機能に係るもの

ア　イ以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る１の利用につき利用時間１分までごとに

海外利用地域	区分及び料金額			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

イ　（略）

第３　通話料

１　適用

通話料の適用については、第 39 条（通話料の支払義務）及び第 66 条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用	
（略）	（略）
（４）　かけ放題（10 分/回）の適用	ア　（略） イ　本オプションは、次のいずれも満たしているＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線に限り選択することができます。 （ア）スマホプランの適用を受けていること。 （イ）（５）、（６）、（７）又は（８）の適用を受けていないこと。 ウ～エ　（略） オ　当社は、本オプションの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その適用を廃止します。この場合、その事由が発生した日を含む料金月（（ウ）に該当した場合にあっては、その前料金月とします。）の末日まで本オプションを適用します。 （ア）本オプションの適用を廃止する申出があったとき。 （イ）そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の解除があったとき。 （ウ）スマホプラン以外の料金種別への変更があったとき。 カ～ス　（略）
（略）「	（略）
（６）　通話パック（60 分/月）の適用	ア　（略） イ　本オプションは、次のいずれも満たしているＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線に限り選択することができます。 （ア）スマホプランの適用を受けていること。 （イ）（４）、（５）、（７）又は（８）の適用を受けていないこと。 ウ～エ　（略）

第３　通話料

１　適用

通話料の適用については、第 39 条（通話料の支払義務）及び第 66 条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用	
（略）	（略）
（４）　かけ放題（10 分/回）の適用	ア　（略） イ　本オプションは、次のいずれも満たしているＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線に限り選択することができます。 （ア）くりこしプラン又はスマホプランの適用を受けていること。 （イ）（５）、（６）、（７）又は（８）の適用を受けていないこと。 ウ～エ　（略） オ　当社は、本オプションの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その適用を廃止します。この場合、その事由が発生した日を含む料金月（（ウ）に該当した場合にあっては、その前料金月とします。）の末日まで本オプションを適用します。 （ア）本オプションの適用を廃止する申出があったとき。 （イ）そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の解除があったとき。 （ウ）くりこしプラン又はスマホプラン以外の料金種別への変更があったとき。 カ～ス　（略）
（略）	（略）
（６）　通話パック（60 分/月）の適用	ア　（略） イ　本オプションは、次のいずれも満たしているＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線に限り選択することができます。 （ア）くりこしプラン又はスマホプランの適用を受けていること。 （イ）（４）、（５）、（７）又は（８）の適用を受けていないこと。 ウ～エ　（略）

	オ　当社は、本オプションの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その適用を廃止します。この場合、その事由が発生した日を含む料金月（（ウ）に該当した場合にあっては、その前料金月とします。）の末日まで本オプションを適用します。 （ア）本オプションの適用を廃止する申出があったとき。 （イ）そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の解除があったとき。 （ウ）スマホプラン以外の料金種別への変更があったとき。 カ～ク　（略）
（７）　かけ放題（24 時間いつでも）の適用	ア　（略） イ　本オプションは、次のいずれも満たしているＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線に限り選択することができます。 （ア）スマホプランの適用を受けていること。 （イ）（４）、（５）、（６）又は（８）の適用を受けていないこと。 ウ～エ　（略） オ　当社は、本オプションの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その適用を廃止します。この場合、その事由が発生した日を含む料金月（（ウ）に該当した場合にあっては、その前料金月とします。）の末日まで本オプションを適用します。 （ア）本オプションの適用を廃止する申出があったとき。 （イ）そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の解除があったとき。 （ウ）スマホプラン以外の料金種別への変更があったとき。 カ～ス　（略）
（略）	（略）
(11)　緊急通報の取扱い	電気通信番号規則第 11 条 に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話については、その料金の支払いを要しません。
（略）	（略）

第４～第５　（略）
第２表～第３表　（略）

	オ　当社は、本オプションの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その適用を廃止します。この場合、その事由が発生した日を含む料金月（（ウ）に該当した場合にあっては、その前料金月とします。）の末日まで本オプションを適用します。 （ア）本オプションの適用を廃止する申出があったとき。 （イ）そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の解除があったとき。 （ウ）くりこしプラン又はスマホプラン以外の料金種別への変更があったとき。 カ～ク　（略）
（７）　かけ放題（24 時間いつでも）の適用	ア　（略） イ　本オプションは、次のいずれも満たしているＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの契約者回線に限り選択することができます。 （ア）くりこしプラン又はスマホプランの適用を受けていること。 （イ）（４）、（５）、（６）又は（８）の適用を受けていないこと。 ウ～エ　（略） オ　当社は、本オプションの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その適用を廃止します。この場合、その事由が発生した日を含む料金月（（ウ）に該当した場合にあっては、その前料金月とします。）の末日まで本オプションを適用します。 （ア）本オプションの適用を廃止する申出があったとき。 （イ）そのＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の解除があったとき。 （ウ）くりこしプラン又はスマホプラン以外の料金種別への変更があったとき。 カ～ス　（略）
（略）	（略）
(11)　緊急通報の取扱い	電気通信番号規則別表第 12 号 に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話については、その料金の支払いを要しません。
（略）	（略）

第４～第５　（略）
第２表～第３表　（略）

第１～第７　（略）	第１～第７　（略）

別表１　付加機能

種類	提供条件	
（１）　電子メール機能	移動無線装置等の操作等により、電子メール（電子メールのアドレスを使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの受信又は送信等を行うことができるサービスをいい、ＭＭＳに係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限ります。以下同じとします。）の利用等を行うことができる機能をいいます。	
	備考	（略）
（略）	（略）	
（４）　三者通話機能（三者通話サービス）	（略）	
	備考	１　（略） ２　割込通話機能を利用しているときは、本機能を利用することができません。 ３～４　（略）
（略）	（略）	
（５）　迷惑電話拒否機能（迷惑電話撃退サービス）		
	備考	１　（略） ２　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者が登録できる電話番号の数は、10 以内とします。 ３～８　（略）
（略）	（略）	
（７）　割込通話機能（割込通話サービス）	（略）	
	備考	１～２　（略） ３　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、第１種ＳＩＭカードから第２種ＳＩＭカードへのＳＩＭカード変更の申込みをし、その変更に必要な登録が完了したときは、ＳＩＭカード変更月の末日までの間、本機能を利用することができません。 ４　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、前項のＳＩＭカー

別表１　付加機能

種類	提供条件	
（１）　電子メール機能	移動無線装置等の操作等により、電子メール（電子メールのアドレスを使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの受信又は送信等を行うことができるサービスをいい、ＭＭＳ（ＵＱ ｍｏｂｉｌｅサービスの電話番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限ります。以下同じとします。）の利用等を行うことができる機能をいいます。	
	備考	（略）
（略）	（略）	
（４）　三者通話機能（三者通話サービス）	（略）	
	備考	１　（略） ２　割込通話機能（第１種ＳＩＭカードに係るものに限ります。）を利用しているときは、本機能を利用することができません。 ３～４　（略）
（略）	（略）	
（５）迷惑電話拒否機能（迷惑電話撃退サービス）		
	備考	１　（略） ２　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者が登録できる電話番号の数は、当社が別に定める値とします。 ３～８　（略）
（略）	（略）	
（７）　割込通話機能（割込通話サービス）	（略）	
	備考	１～２　（略） ３　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、ＳＩＭカード変更の申込みをし、その変更に必要な登録が完了したときは、ＳＩＭカード変更月の末日までの間、本機能を利用することができません。 ４　ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、前項のＳＩＭカード変更後に本機能の利用を開始しようとするとき

		ド変更後に本機能の利用を開始しようとするときは、ＳＩＭカード変更月の翌料金月以降に当社へその請求を行っていただきます。 ５　（略）
（略）	（略）	
（９）　海外ローミング機能	（略）	
	備考	１～４　（略） ５　当社は、移動無線装置へのＳＭＳ送信又は番号変換文字メッセージ機能を利用して行われる文字メッセージの送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、３の規定に準じて取り扱います。この場合、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、３に準じて転送されたＳＭＳ送信又は文字メッセージの送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。 ６　（略） ７　当社は、本機能に係る付加機能利用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間又は海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数に基づき計算します。この場合、その利用時間、送信回数又は情報量は 、次のとおり取り扱います。 ア～ウ　（略） ８～11　（略）
（略）	（略）	

		は、ＳＩＭカード変更月の翌料金月以降に当社へその請求を行っていただきます。 ５　（略）
（略）	（略）	
（９）　海外ローミング機能	（略）	
	備考	１～４　（略） ５　当社は、移動無線装置へのＳＭＳ送信を利用して行われる文字メッセージの送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、３の規定に準じて取り扱います。この場合、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、３に準じて転送されたＳＭＳ送信又は文字メッセージの送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。 ６　（略） ７　当社は、本機能に係る付加機能利用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間又は海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数に基づき計算します。この場合、その利用時間又は送信回数は、次のとおり取り扱います。 ア～ウ　（略） ８～11　（略）
（略）	（略）	

別表２　海外ローミング機能の海外利用地域

海外利用地域の区分	海外利用地域
（略）	（略）
航空機内	AeroMobile AS の機内携帯通話システム「エアロモバイル（AeroMobile)」又は OnAir Switzerland Sarl の機内携帯通話システム「モバイルオンエア（Mobile OnAir)」により電気通信サービスが提供される地域
（略）	（略）

別表３　（略）

別表２　海外ローミング機能の海外利用地域

海外利用地域の区分	海外利用地域
（略）	（略）
（略）	（略）

別表３　（略）

別記 １～３　（略） ４　契約者の地位の承継 （１）相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社が契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかに当社が別に定める方法により当社に届け出ていただきます。 （２）契約者は、（１）の届出を行わない場合、別記３の（４）から（９）の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。 ５～31（略）	別記 １～３　（略） ４　契約者の地位の承継 （１）相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社が契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかに当社が別に定める方法により当社に届け出ていただきます。 （２）　（１）の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。 （３）　当社は、（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。 （４）契約者は、（１）の届出を行わない場合、別記３の（４）から（９）の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。 ５～31（略）

32　デュアルサービスにおける料金種別の変更条件

（１）　（２）及び（３）以外の場合

区分		変更後	
		データ高速＋音声通話プラン	データ無制限＋音声通話プラン
変更前	データ高速＋音声通話プラン		◎
	データ無制限＋音声通話プラン	◎	
	（略）	（略）	（略）
	スマホプランＲ	×	×

備考

ア　各記号の意味は、それぞれ次のとおりとします。

記号	料金種別の変更の可否	契約期間の特例	契約解除料の特例
×	不可	―	―
◎	可	契約期間を引き継ぐ	契約解除料の支払いを要さない

イ　第２種ＳＩＭカードに係る基本使用料の料金種別の変更については、第１種ＳＩＭカードの場合に準じて取り扱います。

32　デュアルサービスにおける料金種別の変更条件

（１）　（２）から（４）以外の場合

区分		変更後	
		データ高速＋音声通話プラン	データ無制限＋音声通話プラン
変更前	データ高速＋音声通話プラン		◎
	データ無制限＋音声通話プラン	◎	
	（略）	（略）	（略）
	スマホプランＲ	×	×
	くりこしプランＳ	×	×
	くりこしプランＭ	×	×
	くりこしプランＬ	×	×

備考

ア　各記号の意味は、それぞれ次のとおりとします。

記号	料金種別の変更の可否	契約期間の特例	契約解除料の特例
×	不可	―	―
◎	可	契約期間を引き継ぐ	契約解除料の支払いを要さない

イ　第２種ＳＩＭカードに係る基本使用料の料金種別の変更については、第１種ＳＩＭカードの場合に準じて取り扱います。ただし、第２種ＳＩＭカードから第１種ＳＩＭカードへの変更を伴う基本使用料の料金種別の変更の申込みを行うことはできません。

（２）ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプランへ変更する場合

区分		変更後								
		ぴったりプランＳ	ぴったりプランＭ	ぴったりプランＬ	おしゃべりプランＳ	おしゃべりプランＭ	おしゃべりプランＬ	ＵＱおはなしプランＳ	ＵＱおはなしプランＭ	ＵＱおはなしプランＬ
変更前	（略）	（略）								
	スマホプランＲ	×	×	×	×	×	×	×	×	×

備考

ア　各記号の意味は、それぞれ次のとおりとします。

記号	料金種別の変更の可否	契約期間の特例	契約解除料の特例
×	不可	―	―
◎	可	契約期間を引き継ぐ	契約解除料の支払いを要さない

イ　第２種ＳＩＭカードに係る基本使用料の料金種別の変更については、第１種ＳＩＭカードの場合に準じて取り扱います。

（２）ぴったりプラン、おしゃべりプラン又はＵＱおはなしプランへ変更する場合

区分		変更後								
		ぴったりプランＳ	ぴったりプランＭ	ぴったりプランＬ	おしゃべりプランＳ	おしゃべりプランＭ	おしゃべりプランＬ	ＵＱおはなしプランＳ	ＵＱおはなしプランＭ	ＵＱおはなしプランＬ
変更前	（略）	（略）								
	スマホプランＲ	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	くりこしプランＳ	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	くりこしプランＭ	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	くりこしプランＬ	×	×	×	×	×	×	×	×	×

備考

ア　各記号の意味は、それぞれ次のとおりとします。

記号	料金種別の変更の可否	契約期間の特例	契約解除料の特例
×	不可	―	―
◎	可	契約期間を引き継ぐ	契約解除料の支払いを要さない

イ　第２種ＳＩＭカードに係る基本使用料の料金種別の変更については、第１種ＳＩＭカードの場合に準じて取り扱います。ただし、第２種ＳＩＭカードから第１種ＳＩＭカードへの変更を伴う基本使用料の料金種別の変更の申込みを行うことはできません。

（３）スマホプランへ変更する場合

区分		変更後			
		スマホプランＳ	スマホプランＭ	スマホプランＬ	スマホプランＲ
変更前	データ高速＋音声通話プラン	○	×	×	○
	データ無制限＋音声通話プラン	○	×	×	○
	ぴったりプランＳ	○	×	×	○
	ぴったりプランＭ	○	×	×	○
	ぴったりプランＬ	○	×	×	○
	おしゃべりプランＳ	○	×	×	○
	おしゃべりプランＭ	○	×	×	○
	おしゃべりプランＬ	○	×	×	○
	ＵＱおはなしプランＳ	○	×	×	○
	ＵＱおはなしプランＭ	○	×	×	○
	ＵＱおはなしプランＬ	○	×	×	○
	スマホプランＳ		×	×	□
	スマホプランＭ	□		×	□
	スマホプランＬ	□	×		□
	スマホプランＲ	□	×	×	

備考

ア　各記号の意味は、それぞれ次のとおりとします。

記号	料金種別の変更の可否	契約期間の特例	契約解除料の特例
×	不可	―	―
□	可	―	―
○	可	―	契約解除料の支払いを要さない

イ　第２種ＳＩＭカードに係る基本使用料の料金種別の変更については、第１種ＳＩＭカードの場合に準じて取り扱います。

（３）スマホプランへ変更する場合

区分		変更後			
		スマホプランＳ	スマホプランＭ	スマホプランＬ	スマホプランＲ
変更前	データ高速＋音声通話プラン	×	×	×	×
	データ無制限＋音声通話プラン	×	×	×	×
	ぴったりプランＳ	×	×	×	×
	ぴったりプランＭ	×	×	×	×
	ぴったりプランＬ	×	×	×	×
	おしゃべりプランＳ	×	×	×	×
	おしゃべりプランＭ	×	×	×	×
	おしゃべりプランＬ	×	×	×	×
	ＵＱおはなしプランＳ	×	×	×	×
	ＵＱおはなしプランＭ	×	×	×	×
	ＵＱおはなしプランＬ	×	×	×	×
	スマホプランＳ		×	×	×
	スマホプランＭ	×		×	×
	スマホプランＬ	×	×		×
	スマホプランＲ	×	×	×	
	くりこしプランＳ	×	×	×	×
	くりこしプランＭ	×	×	×	×
	くりこしプランＬ	×	×	×	×

備考

ア　各記号の意味は、それぞれ次のとおりとします。

記号	料金種別の変更の可否	契約期間の特例	契約解除料の特例
×	不可	―	―
□	可	―	―
○	可	―	契約解除料の支払いを要さない

イ　第２種ＳＩＭカードに係る基本使用料の料金種別の変更については、第１種ＳＩＭカードの場合に準じて取り扱います。ただし、第２種ＳＩＭカードから第１種ＳＩＭカードへの変更を伴う基本使用料の料金種別の変更の申込みを行うことはできません。

（４）くりこしプランへ変更する場合

区分		変更後		
		くりこしプランＳ	くりこしプランＭ	くりこしプランＬ
変更前	データ高速＋音声通話プラン	○	○	○
	データ無制限＋音声通話プラン	○	○	○
	ぴったりプランＳ	○	○	○
	ぴったりプランＭ	○	○	○
	ぴったりプランＬ	○	○	○
	おしゃべりプランＳ	○	○	○
	おしゃべりプランＭ	○	○	○
	おしゃべりプランＬ	○	○	○
	ＵＱおはなしプランＳ	○	○	○
	ＵＱおはなしプランＭ	○	○	○
	ＵＱおはなしプランＬ	○	○	○
	スマホプランＳ	□	□	□
	スマホプランＭ	□	□	□
	スマホプランＬ	□	□	□
	スマホプランＲ	□	□	□
	くりこしプランＳ		□	□
	くりこしプランＭ	□		□
	くりこしプランＬ	□	□	

備考

ア　各記号の意味は、それぞれ次のとおりとします。

記号	料金種別の変更の可否	契約期間の特例	契約解除料の特例
□	可	―	―
○	可	―	契約解除料の支払いを要さない

イ　第２種ＳＩＭカードに係る基本使用料の料金種別の変更については、第１種ＳＩＭカードの場合に準じて取り扱います。ただし、第２種ＳＩＭカードから第１種ＳＩＭカードへの変更を伴う基本使用料の料金種別の変更の申込みを行うことはできません。

附 則（20-OCT 営-007 号）

（実施時期）

１　この改定規定は、令和３年２月１日から実施します。

（くりこしプランの基本データ容量等に関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から令和３年４月 30 日までの間、この約款の規定にかかわらず、くりこしプラン（次表に定めるものに限ります。以下この附則において同じとします。）の基本データ容量は次表のとおりとします。

基本使用料の料金種別	基本データ容量
くりこしプランＭ、くりこしプランＭ（Ｖ）	10ＧＢ
くりこしプランＬ、くりこしプランＬ（Ｖ）	20ＧＢ

３　当社は、この改正規定実施の日から令和３年４月 30 日までの間、くりこしプランの適用を受けている契約者回線について、支払いのあったデータチャージ料の月間累計額から次表に定める額（支払いのあったデータチャージ料の月間累計額がその額に満たない場合は、データチャージ料の月間累計額とします。）を、そのデータチャージ料の支払いのあった日を含む料金月以降のＵＱ ｍｏｂｉｌｅ通信サービスの料金から割引きます。

割引額
税抜額 5,000 円

４　前項の取扱いを受けている契約者回線について、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の解除があった場合は、契約解除日を含む料金月までその取扱いの対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（20-OCT 営-008 号）

（実施時期）

１　この改定規定は、令和３年２月１日から実施します。

（ａｕ契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日以降、番号移行によるＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の申込み（当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。）があった場合、ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約者は、その番号移行に係るａｕ契約の契約解除料及び番号移行手数料（それぞれ当社のａｕ約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）の支払いを要しません。

３　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、前項の取扱いは、次表の右欄に定める方法により行います。

料金	方法
契約解除料	ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のＵＱｍｏｂｉｌｅ通信サービスの料金から、左欄に定める料金と同額を減算
番号移行手数料	

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施の日以降、番号移行によるＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の申込み（当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。）があった場合、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のＵＱ ｍｏｂｉｌｅ通信サービスの料金から税抜額3,000円を割引きます。

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。